

令和7年4月22日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾・松屋

建設業法違反行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 日新興業 株式会社
許可番号 大臣許可 第006540号
所在地 大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30

2. 指名停止の期間

令和7年4月23日から令和7年5月22日(1か月間)

3. 指名停止の理由

日新興業(株)が、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結したことで、建設業法第28条第1項第6号に該当するとし、国土交通省近畿地方整備局から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当